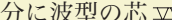
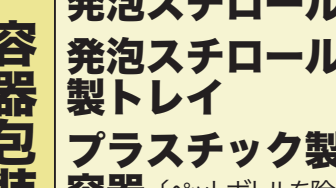
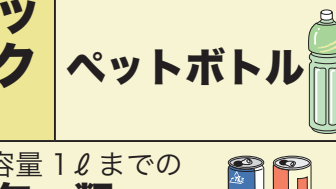
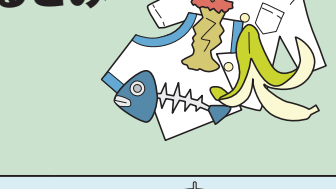
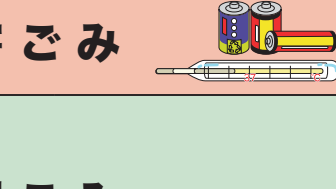


ごみの分別収集にご協力下さい。

指定の袋に名前が書かれていないごみや正しく分別されていないごみは収集できませんので、ご注意下さい。詳しい分別方法は「**ごみ分別ガイドブック**」をご覧ください。

ごみについての お問い合わせ先	本 庁 環境課	☎ 62-1192
	相生分庁 地域振興室	☎ 62-1111
	上那賀支所 地域振興室	☎ 66-0111
	木 沢 支 所 地域振興室	☎ 65-2111
	木 頭 支 所 地域振興室	☎ 68-2311
	那賀町クリーンセンター	☎ 64-0754

収 集 で き る ご み			出しかた	
分けかた（種類・品目）赤文字は特にご注意下さい		分けるときの注意事項		
資源 ごみ	紙 類  (右の種類ごと に分ける)	新聞紙（宣伝用チラシ紙は除く） チラシ（宣伝用） 本類（週刊誌・雑誌・まんが・本・書籍）、厚紙、包装紙 ダンボール（厚みの部分に波型の芯  が入っているもの） 飲料用紙パック（容量 500ml 以上の牛乳などの飲料用に限る。 ただし、裏面に銀色は除く） 無色（透明）ビン〔こわれたビンでも色判別ができれば入れること〕 茶色ビン〔こわれたビンでも色判別ができれば入れること〕 その他ビン（黒色、緑色、青色等）	●チラシを混入しないこと ●新聞紙と区別すること ●菓子箱等の厚紙や包装紙は折りたたみ本類と一緒に ●金具、ガムテープ、ビニール等は取り除くこと ●中を水洗いした後、切り開き乾かすこと ●酒類用の裏面に銀色の紙パックは『燃えるごみ』の分類に	それぞれ種類（品目）ごと にヒモで十文字にしっかりと くくる（収集日が雨天で も収集業務は行いますので 出して下さい。） 1 回に 50kg まで
	ビン 類  (右の 3 種類に 分ける) (化粧ビンは除く)	●必ずふた（キャップ）は取り外し、中を水洗いする ふた（キャップ） は材質に応じ、『資源ごみ』や『燃えないごみ』に分けること ●ビンの口部分と下部分の色が違うときは、口部分の色で出すこと ●ふた（キャップ）やガラス、電球、蛍光灯管、陶器等は絶対に混ぜない こと、また、殺虫剤、農薬、化粧ビンは必ずゆすいで『燃えない ごみ』の分類で出して下さい。	それぞれ 3 種類ごとに町 指定のコンテナ（緑又は赤 色）に入れる 1 回に指定コンテナ 15 個 まで（合計重量 50kg まで）	
	容器包装プラスチック  発泡スチロール 発泡スチロール 製トレイ プラスチック製 容器（ペットボトルを除く） ペットボトル	魚肉（トロパコ）、緩衝材（機器箱等の） 食用品トレイ（白色、色つき、絵柄つき） カップ類（カップ麺・プリン・ヨーグルト等） プラスチック製容器（卵・豆腐・カレー等） ポリ袋（菓子袋・ラーメン袋・米袋等） レジ袋類（スーパーの袋等）・納豆の容器 ふた（キャップ）類（ペットボトルのふた等） オイルドレッシング・サラダ油等の容器 シャンプー・リンスの洗髪用容器 マレモン等の台所や風呂用洗剤容器 化粧用容器等、洗濯用洗剤容器 魚肉（トロパコ）、緩衝材等の発泡スチロールは、小さくするなどして 必ず指定の透明袋（青文字、緑文字どちらでも可）に入れること ●リサイクル（再商品化）するため容器や袋に付着している汚れや内 容物（中身）は取り除くこと ●必ずふた（キャップ）は取り外し、中を水洗いすること ●ふた（キャップ）は材質に応じ、資源ごみや燃えないごみに分けること ●容器に汚れや内容物（中身）があるものは『燃えるごみ』の分類に ●病院等の医療系プラスチック、農耕者のプラスチック（肥料袋等）、 製造業者等の事業系プラスチックは『産業廃棄物』です。 絶対に入れないで下さい ●レジ袋の中には何も入れずに丸めてくること 注意（1）ケチャップやマヨネーズの容器や紙製ヨーグルト容器は『燃えるごみ』の分類に 注意（2）ペットボトルは混入しないこと	町指定の専用袋（透明で青 文字又は緑文字）に入れる  透明 青文字又は 緑色文字 1 回に指定袋 15 個まで	
	容量 1ℓ までの 缶 類 	清涼・果汁飲料（ジュース、 ウーロン茶、スポーツドリンク等） 酒類（酒、焼酎、本みりん） 特定調味料（しょうゆ、麺つゆ等） 左の容器に使用され ているものにラベル に右のマークがつい ているもの 右のマーク つきの容器 に限る 右のマーク つきのダマ PET	●必ずふた（キャップ）は取り外し、中を水洗いする ふた（キャップ）は 材質に応じ、『資源ごみ』や『燃えないごみ』に分けること ●ラベルをはがして、はがしたラベルはそれぞれの表示に従い分別し て出して下さい	町指定のコンテナ（緑又は 赤色）に入れる 1 回に指定コンテナ 15 個 まで
	植物性の 食 用 油 	容量が 1ℓ 以下の飲料用及び缶詰用空き缶 （ふたがすりすりするとスチールとアルミの自動剥離ができなくなるのでつぶさないでください） 揚げ物（てんぷら）をした後の食用油や使用期限が過ぎた食用油 機械油は絶対に混入しないこと（収集できません） ●中を水洗いすること（汚物などを取り除く） ●ビンのふた（キャップ）等、その他の不燃物は混入しないこと	●油かす等不純物は取り除いた後、使用済みペットボトルに入れ、 れ出さないようフタをしっかりとすること。油の入ったペットボトルのラ ベルをはがし油性のマジック等で排出者の名前を書いて下さい	町指定のコンテナ（緑又は赤色） に入れる 1 回に指定コンテナ 15 個まで（合計重量 50kg まで） 『燃えないごみ』収集日 に町指定のコンテナ（緑 又は赤色）の上側に入れ る
	資源ごみの分類以外の 燃えるごみ 	上記の『紙類』以外の紙くず（㊤マークのついた容器やティッシュなど）台 所ごみ、布切れ、木くず（産業廃棄物は除く）布団、座布団、毛布（指定 の袋に入るもの）汚れたプラスチック容器類（弁当箱や発泡スチ ロール等）おむつ（必ず汚物を取り除くこと）、ヒモ類、台所用スポンジ等 布団、座布団、毛布（指定の袋に入りきらないもの） ▶布団の日に出す 毎月各地区指定の水曜日 1 回	●生ごみは『生ごみ処理容器』などで自家処理に努める ●指定の専用袋（白・青）以外の袋や指定袋に入りにくいごみは 収集できません ●体温計、ボタン電池等は絶対に入れないで下さい	町指定の専用袋（家庭用＝白、 事業用＝青）に入れる 1 回に指定袋 15 個まで （合計重量 50kg まで）
	資源ごみや 有害ごみの 分類以外の 燃えないごみ 	（指定コンテナよりはみ出しが 20cm 以下の物：4 家電を除く） 金 属 類 空き缶（資源ごみ分類の容量が 1ℓ 以下の飲料用及び缶詰用缶を除く）、 金属製のふた（キャップ）鉄くず、やかん、なべ、その他金属物 陶 器 類 他 茶わん、皿、湯飲みコップ、化粧用ビン、耐熱等のガラス類、（コッ プも含む）、蛍光灯管、電球等 プラスチック類 おもちや、ハンガー、小物入れ、CD、ゲームソフト、カセットテープ、 ビデオテープ、歯ブラシ、ストロー、スプーン、台所用ボール、タッパー、 ハンドクリーム等の硬いプラスチック容器、園芸用ポット等	●空缶や容器は、中を水洗いするなどして汚物などを取り除くこと ●注射針は絶対に出さないこと ●蛍光灯管や電球、ガラス類、陶器類は、無理に割ったりしないこと ●蛍光灯管は購入時の紙（ダンボール）箱に入れること ●ゲームソフト、カセットテープ、ビデオテープ、歯ブラシ、ストロー、 スプーン、ボールペン等小物及び陶器類、ガラス類はお持ちの透明 袋に入れること	町指定のコンテナ（緑又 は赤色）に入れる 1 回に指定コンテナ 3 個 まで（合計重量 50kg まで）
	有 害 ご み 	水銀入りの体温計、温度計、水溫計 乾電池、ボタン電池、小型充電式電池等（モバイルバッテリー、加熱式 たばこ、スマホ等）ただし、鉛バッテリー（車・バイク用等）は収集不可 リチウム蓄電池等・ボタン電池の廃棄は、電池を完全に使い切ってから、 プラス極とマイナス極をビニールテープなどで絶縁処理して透明な袋に入れ て出して下さい。膨張したバッテリーは発火や爆発の危険性があるため、 個別に透明な袋に入れて、コンテナの一番上にのせてください。	●申込み制です。お住まいの本庁環境課又は各支所地域振興室へ申込みし『大 型ごみ処理券』を購入のこと（申込みは、収集日の前月末日までに） ●指定のコンテナ（赤・緑）より大きい物（はみ出し 20cm 以上）を『大型ごみ』としています。 ●家電 4 品目を排出される場合は、家電リサイクル券が必要です。 絶対に分解しないで下さい。	透明な袋に入れ『燃えないご み』収集日にコンテナの上側 に入れる 大型ごみの見やすいところ に『大型ごみ処理券』を 貼る 1 回に 10 個まで （合計重量 50kg まで）
	大 型 ご み	（詳しくは『ごみ分別ガイドブック』をご覧ください） 電気製品や器具、ガス（ガス台等）器具、石油（ストーブ等）器具、 家具及び寝具類、トタン、自転車、娯楽用具やその他生活用具等 テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン等は、家電 4 品目になります。		

収集できないごみ



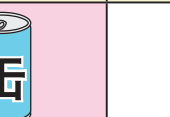
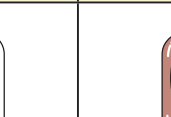
(注意)
事業所から排出される多量の一般廃棄物（産業廃棄物は除く）や一般家庭の大掃除や引越など排出される多量の廃棄物は、那賀町クリーンセンターまで直接搬入して下さい
なお、直接搬入するときは、那賀町クリーンセンター ☎ 64-0754 に直接連絡し、搬入時間等を確認して下さい

令和7年10月から令和8年3月までのごみの収集日は次のとおりです。

ごみは収集日当日の朝8時30分までに出して下さい。（匂いや動物の食害で収集場所近辺の住民に迷惑がかかるので前日からは出さないで下さい。）
指定の袋の口をしっかりと結んで出して下さい。

2 地区(鶯敷地区)

(南川交差点～(国道)～丹生谷自動車～丹生谷橋(和食東・西、西在、土佐、小仁宇一区・二区))

布 団 の 日	燃えるごみの日	燃えないごみの日 有害ごみの日 廃食用油の日	缶の日(1ℓ以下) (飲料用・缶詰用缶に限る)	無色透明ビンの日	茶色ビンの日	その他ビンの日	プラスチック製容器の日 発泡スチロール・白色トレイの日	ペットボトルの日	大型ごみの日	紙 類 の 日
										

10月

日	月	火	水	木	金	土
			1 紙 布団	2 可	3 缶 PET	4
5	6 可 缶	7 茶	8	9 可	10	11
12	13 可	14	15 紙	16 可 PET	17 缶 PET	18
19	20 可	21	22	23 可	24	25
26	27 可	28 大	29 紙	30 可 缶 PET	31 缶 PET	

11月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 (休み) 直接搬入も できません	4	5 缶 PET	6 可	7	8
9	10 可	11 茶	12 紙 布団	13 可	14	15
16	17 可	18 缶 PET	19 紙 布団	20 可	21	22
23	24 可	25 缶 PET	26 紙	27 可	28 缶 PET	29

12月

日	月	火	水	木	金	土
	1 可	2 缶 PET	3	4 可 PET	5	6
7	8 可 茶	9	10 紙 布団	11 可	12	13
14	15 可	16 缶 PET	17 缶 PET	18 可 PET	19	20
21	22 可	23 缶 PET	24 紙	25 可	26 缶 PET	27
28	29 可	30	31 (休み)			

1月

日	月	火	水	木	金	土
				1 (休み)	2 (休み)	3
4	5 可	6 缶 PET	7	8 可 PET	9	10
11	12 可	13 茶	14 紙 布団	15 可	16	17
18	19 可	20 缶 PET	21 缶 PET	22 可 PET	23	24
25	26 可	27	28 紙	29 可	30 缶 PET	31

2月

日	月	火	水	木	金	土
1	2 可	3 缶 PET	4	5 可 PET	6	7
8	9 可 茶	10	11 紙 布団	12 可	13	14
15	16 缶 PET	17 缶 PET	18 缶 PET	19 可 PET	20	21
22	23 可	24	25 紙	26 可	27 缶 PET	28

3月

日	月	火	水	木	金	土
1	2 可	3 缶 PET	4	5 可 PET	6	7
8	9 可 茶	10	11 紙 布団	12 可	13	14
15	16 可	17 缶 PET	18 缶 PET	19 可 PET	20 (休み) 直接搬入も できません	21
22	23 可	24	25 紙	26 可	27	28
29	30 可	31 缶 PET				